



県章

山形県公報

令和6年6月14日（金）

第511号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（水大気環境課）…664
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…同
- 同……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（農業技術環境課）…同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（同）…669
- くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更……………（庄内総合支庁水産振興課）…670
- くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更……………（同）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…671
- 県営土地改良事業計画の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…672
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…673
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 洪水浸水想定区域の指定……………（河川課）…同
- 兼用工作物の管理協定の締結……………（同）…680
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（同）…681

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………682

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………683

公 告

- 一般競争入札の公告……………（DX推進課）…同
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………（消防救急課）…685

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…687
○指定管理者の募集……………（県民文化芸術振興課）…688
○同……………（森林ノミクス推進課）…689

告 示

山形県告示第436号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

寒河江市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

山形県告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社まごころ	デイサービスまごころ村山 村山市櫛山字金谷西4752番1	通 所 介 護	令和 6. 5. 1

山形県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アクト	ケアセンター さわやか 西置賜郡飯豊町大字萩生4284番3	訪 問 介 護	令和 6. 6. 1

山形県告示第439号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形県米穀集荷協同組合

理事長 土田 仁

山形市東竈野町43番地

2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
高橋 重人 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年5月30日
鈴木 美由紀 玄米	同 左		
尾崎 彰太郎 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
渡部 正寛 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 宗一 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 幸平 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 まつ 玄米、大豆、そば	同 左		
長谷部 甚作 玄米、大豆、そば	同 左		
庄司 保志 もみ、玄米	同 左		
丹野 正英 もみ、玄米、大豆	同 左		
伊藤 忠一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
井上 信敏 玄米、大豆、そば	同 左		
森 裕子 玄米、大豆	同 左		
須藤 賢治 玄米	同 左		
植松 伸之 玄米	同 左		
黒山 典之 玄米、大豆、そば	同 左		
本間 正子 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
国分 政行 玄米、大豆、そば	同 左		
柿本 吉雄 玄米、大豆、そば	同 左		
五十嵐 峰夫 玄米、大豆、そば	同 左		
佐々木 重四郎 玄米、大豆、そば	同 左		
井上 孝一 玄米、大豆、そば	同 左		
手塚 昌之 玄米、大豆、そば	同 左		

竹田 正幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
茂出木 公夫 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石川 忠良 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 一之 玄米、大豆、そば	同 左
淀野 昭仁 玄米、大豆	同 左
井上 文典 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 優子 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯沢 健司 玄米、大豆、そば	同 左
淵田 謙一 玄米、大豆	同 左
佐藤 吉男 もみ、玄米、大豆	同 左
石川 尚 もみ、玄米、大豆	同 左
小島 行雄 玄米、大豆	同 左
山崎 信一郎 もみ、玄米	同 左
吉田 和人 もみ、玄米	
大津 敏春 もみ、玄米	同 左
秋葉 一司 玄米、大豆、そば	同 左
山崎 政彰 玄米、大豆	同 左
設楽 敏英 玄米、大豆、そば	同 左
柴田 七郎兵衛 玄米、大豆、そば	同 左
大山 清博 玄米	同 左
鈴木 互 玄米	同 左
星田 政一 玄米、そば	同 左
今野 悦子 玄米	同 左
小野寺 智保 玄米、大豆、そば	同 左

栗田 勝治 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 志朗 玄米	同 左
近岡 秀一 玄米	同 左
我妻 正昭 玄米	同 左
伊藤 雅幸 玄米	同 左
舟山 一美 玄米	同 左
富樫 信吉 もみ、玄米	
高橋 治 もみ、玄米	同 左
工藤 浩 玄米、大豆、そば	同 左
大津 朋洋 玄米	同 左
佐藤 智之 玄米	同 左
逸見 弘子 玄米、大豆	同 左
富樫 宏一 玄米	同 左
安喰 昭裕 玄米	同 左
鈴木 文明 そば	同 左
鈴木 亮吉 玄米	同 左
渡辺 貴志 玄米、大豆	同 左
井上 なほみ 玄米	同 左
櫻井 卓弥 玄米、大豆	同 左
角屋 晃孝 玄米	同 左
渡邊 徹 玄米	同 左
茂出木 純也 玄米	同 左
淵田 春美 玄米、大豆	同 左
佐藤 良平 玄米	同 左

高津 史康 玄米、小麦、大豆	同 左
香曾我部 健 玄米	同 左
成原 恵美 玄米	同 左
斉藤 咲恵子 玄米	同 左
今野 寿洋 玄米	同 左
小野寺 賢一 玄米	同 左
渡部 由里子 玄米	同 左
佐々木 和代 玄米	同 左
須賀 正樹 玄米	同 左
竹田 幸広 玄米	同 左
佐藤 太 玄米	同 左
後藤 周一 玄米	同 左
結城 友靖 玄米、大豆、そば	同 左
福井 晋哉 玄米	同 左
高橋 彰良 玄米	同 左
柿本 卓也 玄米、大豆、そば	同 左
我妻 正考 玄米、大豆	同 左
井上 元紀 玄米	同 左
樋口 幹夫 玄米	同 左
淵田 正樹 玄米	同 左
石川 直美 玄米	同 左
小島 隆行 玄米	同 左
佐藤 暁 玄米	同 左
熊倉 寿 玄米	同 左

大川 好友 玄米	同 左	
尾崎 雄大 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
松澤 英紀 玄米	同 左	
関 陽介 玄米	同 左	
菊池 明博 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
國分 宏樹 もみ、玄米	同 左	
溝越 清貴 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
沼沢 弘明 玄米	同 左	
鈴木 淳一 玄米	同 左	
森 郁 玄米	同 左	
高橋 伶央 玄米	同 左	
栗田 亮平 玄米	同 左	
伊藤 昇 玄米	同 左	
石川 恵介 玄米	同 左	
早川 健 玄米	同 左	
小形 仁 玄米	同 左	

山形県告示第440号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号
令和元年7月30日
100
- 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社ファーム・イン・ビレッジ
代表取締役 森谷 茂伸
天童市大字蔵増1005番地2
- 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- 登録の区分
品位等検査

5 農産物検査を行う区域

山形県

6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
森谷茂泰	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第441号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

山形県告示第442号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

山形県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

1 土地改良区の名称

村山北部土地改良区

2 事務所の所在地

尾花沢市大字尾花沢字南原1601番地の3

3 認可年月日

令和6年6月6日

山形県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、太鼓胴土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	沓澤倉吉	最上郡真室川町大字大沢1380番地
同	佐藤正	同 1055番地

同	新田良広	同	1369番地
同	佐藤正志	同	1390番地
同	小野伸也	同	2385番地
監事	佐藤喜浩	同	1066番地
同	小野一也	同	3586番地
同	小野伸	同	3672番地

山形県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、太鼓胴土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	沓澤倉吉	最上郡真室川町大字大沢1380番地
同	佐藤正	同 1055番地
同	新田良広	同 1369番地
同	佐藤正志	同 1390番地
同	小野伸也	同 2385番地
監事	佐藤喜浩	同 1066番地
同	小野一也	同 3586番地
同	小野伸	同 3672番地

山形県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営八栄島地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営八栄島地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和6年6月14日から同年7月12日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中平田南第一地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営中平田南第一地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所

3 縦覧に供する期間

令和6年6月14日から同年7月12日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営岩野地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営岩野地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

遊佐町役場

3 縦覧に供する期間

令和6年6月14日から同年7月12日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知っ

た日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営狩川東部地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営狩川東部地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し

- 2 縦覧に供する場所

庄内町役場

- 3 縦覧に供する期間

令和6年6月18日から同年7月17日まで

- 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域

新庄市大字升形地内

- 2 公共測量を実施する期間

令和6年5月27日から同年6月28日まで

- 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第451号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、洪水浸水想定区域を次のとおり指定した。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 村山総合支庁建設部河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る 河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系乱川	次の図のとおり
最上川水系押切川	〃
最上川水系蟹川	〃
最上川水系倉津川	〃
最上川水系前田川	〃
最上川水系留山川	〃
最上川水系樽川	〃
最上川水系新田川	〃
最上川水系須川	〃
最上川水系立谷川	〃
最上川水系芦沢川	〃
最上川水系紅葉川	〃
最上川水系馬見ヶ崎川	〃
最上川水系定川	〃
最上川水系横前川	〃
最上川水系村山高瀬川	〃
最上川水系野呂川	〃
最上川水系菰石川	〃
最上川水系大門川	〃
最上川水系内山川	〃
最上川水系滑川	〃
最上川水系葉の木沢川	〃
最上川水系貴船川	〃

最上川水系逆川	〃
最上川水系小鶴沢川	〃
最上川水系境ノ目川	〃
最上川水系摺鉢沢川	〃
最上川水系後明沢川	〃
最上川水系藤沢川	〃
最上川水系上の沢川	〃
最上川水系南沢川	〃
最上川水系富神川	〃
最上川水系遅沢川	〃
最上川水系犬川	〃
最上川水系本沢川	〃
最上川水系花川	〃
最上川水系龍山川	〃
最上川水系坂巻川	〃
最上川水系鳴沢川	〃
最上川水系馬立川	〃
最上川水系松尾川	〃
最上川水系酢川	〃
最上川水系蔵王川	〃
最上川水系仙人沢川	〃
最上川水系前川	〃
最上川水系荒町川	〃
最上川水系八幡堂川	〃

最上川水系河原期川	〃
最上川水系思川	〃
最上川水系蓬莱川	〃
最上川水系濁川	〃
最上川水系忠川	〃
最上川水系生居川	〃
最上川水系金山川	〃
最上川水系柏木川	〃
最上川水系菖蒲川	〃
最上川水系新堀川	〃
最上川水系不動沢川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

2 村山総合支庁建設部西村山河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系新田川	次の図のとおり
最上川水系法師川	〃
最上川水系古佐川	〃
最上川水系村山渋川	〃
最上川水系横川	〃
最上川水系寺川	〃
最上川水系寒河江川	〃
最上川水系田沢川	〃
最上川水系実沢川	〃
最上川水系赤沢川	〃

最上川水系熊野川	〃
最上川水系八木沢川	〃
最上川水系宇佐川	〃
最上川水系海味川	〃
最上川水系間沢川	〃
最上川水系綱取川	〃
最上川水系水沢川	〃
最上川水系高取川	〃
最上川水系大入間川	〃
最上川水系四ツ谷川	〃
最上川水系大越川	〃
最上川水系大井沢川	〃
最上川水系根子沢川	〃
最上川水系沼川	〃
最上川水系新沼川	〃
最上川水系赤沼川	〃
最上川水系月布川	〃
最上川水系市の沢川	〃
最上川水系所部川	〃
最上川水系梵字川	〃
最上川水系小鉾川	〃
最上川水系小清川	〃
最上川水系小柳川	〃
最上川水系大瀬川	〃

最上川水系徳沢川	〃
最上川水系送橋川	〃
最上川水系沢上川	〃
最上川水系朝日川	〃
最上川水系大石沢川	〃
最上川水系ヌルマタ川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

3 村山総合支庁建設部北村山河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る 河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系坂本沢川	次の図のとおり
最上川水系次年子川	〃
最上川水系名木沢川	〃
最上川水系オソミヤ川	〃
最上川水系八鍬沢川	〃
最上川水系野尻川	〃
最上川水系雨ヶ沢川	〃
最上川水系小野尻川	〃
最上川水系川前川	〃
最上川水系丹生川	〃
最上川水系牛房野川	〃
最上川水系北沢川	〃
最上川水系コヒ沢川	〃
最上川水系村山水沢川	〃
最上川水系綱木川	〃

最上川水系赤井川	〃
最上川水系中沢川	〃
最上川水系岩谷沢川	〃
最上川水系寺山川	〃
最上川水系沢の川	〃
最上川水系銀山川	〃
最上川水系小塚川	〃
最上川水系前田川	〃
最上川水系千鳥川	〃
最上川水系五十沢川	〃
最上川水系沢の目川	〃
最上川水系小国沢川	〃
最上川水系樽石川	〃
最上川水系田村川	〃
最上川水系大旦川	〃
最上川水系新川	〃
最上川水系大沢川	〃
最上川水系蟬田川	〃
最上川水系赤助川	〃
最上川水系新山川	〃
最上川水系村山中沢川	〃
最上川水系千座川	〃
最上川水系湯の入沢川	〃
最上川水系白水川	〃

最上川水系平内川	〃
最上川水系日塔川	〃
最上川水系ムクロ沢川	〃
最上川水系村山野川	〃
最上川水系荷口川	〃
最上川水系小見川	〃
最上川水系猪野沢川	〃
最上川水系沼沢川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第452号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 河川の名称
一級河川最上川水系角間沢川
- 河川管理施設の名称
右岸堤防
- 河川管理施設の位置
最上郡戸沢村大字蔵岡字蔵岡1784番3地先から
同 2588番3地先まで
- 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 戸沢村
住 所 最上郡戸沢村大字古口字古口270番地
代表者の氏名 戸沢村長 加 藤 文 明
- 管理の内容
(1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものの維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
令和6年5月27日以降道路の存続する期間

山形県告示第453号

次の開発行為は、完了した。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号

- 令和 3 年 6 月 4 日 指令村総建第162号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字野田字藤タン569番、576番 3 の一部、576番 4 の一部、577番、578番、579番の一部（第 2 工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東根市大字野田580番地 株式会社Otias

山形県告示第454号

次の開発行為は、完了した。

令和 6 年 6 月 14 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和 6 年 5 月 8 日 指令村総建第130号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡中山町大字金沢字前田340番 1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東村山郡中山町大字金沢340番地 2 鈴木 悠太

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 14 日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 柴 田 曜 子

山形県公安委員会規則第 5 号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年 2 月県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	酒田市藤塚字荒堰向75番から飽海郡遊佐町比子字服部興野140番37まで
--------------------	-------------------------------------

を

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	酒田市藤塚字荒堰向75番から飽海郡遊佐町北目字野田29番1まで
--------------------	---------------------------------

に、

一般国道113号	南陽市赤湯字川尻2954番1から南陽市櫛塚字石法花1849番6まで
----------	-----------------------------------

を

一般国道113号	南陽市赤湯字川尻2954番1から南陽市櫛塚字石法花1849番6まで
一般国道113号	東置賜郡川西町大字下小松字中野3143番から南陽市和田字深田3531番1まで

に、

主要地方道酒田八幡線	酒田市宮海字新林694番から酒田市藤塚字南割56番3まで
------------	------------------------------

を

主要地方道酒田八幡線	酒田市宮海字新林694番から酒田市藤塚字南割56番3まで
主要地方道新庄次年子村山線	村山市大字本飯田字西山2498番1から村山市大字櫛山字金谷原4600番442まで

に、

一般県道比子八幡線	飽海郡遊佐町比子字白木22番 1 から飽海郡遊佐町藤崎字茂り松154番 1 まで
-----------	--

を

一般県道比子八幡線	飽海郡遊佐町比子字白木22番 1 から飽海郡遊佐町藤崎字茂り松154番 1 まで
一般県道赤坂真室川線	新庄市大字昭和字昭和935番 3 から新庄市大字昭和字昭和932番 1 まで
一般県道村山大石田線	村山市大字名取字清水北3123番135から村山市大字名取字湯沢2112番 2 まで

に、

市道荻袋岩袋線	尾花沢市大字荻袋530番 4 から尾花沢市大字荻袋1318番 1 まで
---------	-------------------------------------

を

市道荻袋岩袋線	尾花沢市大字荻袋530番 4 から尾花沢市大字荻袋1318番 1 まで
市道東長岡三本松線	天童市大字芳賀字桜段532－ 1 から天童市大字芳賀字楯ノ城695－ 2 まで

に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,578人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 209,860人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数	選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数	選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数
山 形 市	67,465人	上 山 市	8,225人	南 陽 市	8,392人
米 沢 市	21,576人	村 山 市	6,335人	東 村 山 郡	6,916人
鶴 岡 市	33,965人	長 井 市・ 西 置 賜 郡	14,419人	最 上 郡	10,000人
酒田市・飽海郡	31,455人	天 童 市	16,874人	東 置 賜 郡	10,096人
新 庄 市	9,345人	東 根 市	13,226人	東 田 川 郡	7,578人

寒 河 江 市・ 西 村 山 郡	21,211人	尾 花 沢 市・ 北 村 山 郡	5,886人		
---------------------	---------	---------------------	--------	--	--

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第7号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月14日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 「

透析患者食事提供料	1食につき 700円
-----------	------------

」を

「

透析患者食事提供料	1食につき 740円
-----------	------------

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報系パソコン基本ソフト更新及びパソコン配布業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e－ミーティングルーム（15階）
(2) 日時 令和6年7月25日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 情報系パソコン基本ソフト更新及びパソコン配布業務 一式
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 契約期間 契約締結の日から令和7年9月30日まで
(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
電話番号023(630)2094

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年7月3日（水）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 3の(5)に係る事項を証明する書類

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Operating system update of office personal computers and distribution of personal computers: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 25, 2024

- (3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2094

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の種別

(1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

(2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

(3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

2 対面による講習の日時及び場所

(1) 給油取扱所講習

日	時	場 所
令和6年8月22日（木）	午後1時30分から	置賜総合支庁西置賜地域振興局
同	8月28日（水）午前9時から	庄内総合支庁
同	9月5日（木）午後1時30分から	置賜総合支庁
同	9月10日（火）午前9時から	最上総合支庁
同	9月19日（木）午後1時30分から	庄内総合支庁
同	9月27日（金）同	山形国際交流プラザ
同	10月10日（木）同	村山総合支庁北村山地域振興局
同	10月24日（木）午前9時から	村山総合支庁西村山地域振興局
同	12月6日（金）午後1時30分から	村山総合支庁

(2) 石油コンビナート講習

日	時	場 所
令和6年10月16日（水）	午後1時30分から	酒田市総合文化センター

(3) 一般講習

日	時	場 所
令和6年8月23日（金）	午前9時から	置賜総合支庁西置賜地域振興局
同	8月27日（火）午後1時30分から	庄内総合支庁
同	8月28日（水）同	同
同	9月4日（水）同	置賜総合支庁
同	9月5日（木）午前9時から	同
同	9月9日（月）午後1時30分から	最上総合支庁
同	9月20日（金）同	庄内総合支庁
同	9月26日（木）午前9時から	山形国際交流プラザ
同	同 午後1時30分から	同
同	9月27日（金）午前9時から	同
同	10月4日（金）午後1時30分から	置賜総合支庁
同	10月11日（金）午前9時から	村山総合支庁北村山地域振興局
同	10月17日（木）午後1時30分から	庄内総合支庁
同	10月23日（水）同	村山総合支庁西村山地域振興局
同	12月5日（木）同	村山総合支庁

3 オンラインによる講習の受講可能期間及び受講者登録完了期限

受 講 可 能 期 間	受講者登録完了期限
令和6年9月2日（月）から9月30日（月）まで	令和6年8月28日（水）
同 10月7日（月）から11月5日（火）まで	同 10月3日（木）
同 11月12日（火）から12月13日（金）まで	同 11月7日（木）

4 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

5 受講手続

受講申請書を令和6年6月17日（月）から同年7月12日（金）までの間に、山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁本庁舎1階山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

6 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課消防保安担当（電話番号023(630)2229）又は山形県危険物安全協会連合会（電話番号023(632)5744）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に
関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和6年10月15日まで縦覧に供する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン嶋 第2ブロック

山形市嶋北四丁目1番18号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市大平寺字堰ノ上58番地	浅 倉 俊 一

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ダイユーエイト	午前9時	午後9時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ダイユーエイト	午前6時15分	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時45分から午後11時15分まで
(変更後) 午前6時から午後11時15分まで

4 変更年月日

令和6年6月1日

5 届出年月日

令和6年5月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年10月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県総合文化芸術館（文化機能）

(2) 所在地 山形市双葉町一丁目2番38号

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

(10) 共同企業体が申請する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員のうち山形県総合文化芸術館（文化機能）管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）にある企画事業等又は舞台関係設備の操作・日常点検業務を主に担う構成員（当該共同企業体の代表となる法人等であるものを除く。）が、(2)から(9)までの要件を全て満たすとともに、県内に事務所を有し、又は包括協定の締結までに県内に事務所を有すること。

ハ ロに掲げる構成員以外の当該共同企業体の構成員が、(1)から(9)までの要件を全て満たすこと。

ニ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ホ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

(11) 業務を再委託する場合にあっては、再委託先についても(2)から(9)までの要件を全て満たす者であること。

4 募集要項等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和6年6月14日（金）から同年7月2日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2903

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和6年7月2日（火）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、募集要項及び仕様書によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県県民の森の指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県県民の森
- (2) 所在地 山形市大字門伝、同市大字村木沢、南陽市小滝、東村山郡山辺町大字畑谷、同町大字築沢及び西置賜郡白鷹町大字萩野地内

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和6年6月14日（金）から同年7月19日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県農林水産部森林ノミクス推進課森林利用・林工連携担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2527
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和6年6月14日（金）から同年7月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県県民の森条例施行規則（平成18年3月県規則第25号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。